

ID ナンバー・ディスプレイ ナンバー・リクエスト

ご利用上の注意事項など

ナンバー・ディスプレイの提供条件

- ご契約いただけるのは、加入電話（小型ピンク電話・カード式ピンク電話を除く）、着信用電話をご利用のお客さまに限ります。
共同電話、支店代行電話、有線放送電話接続電話、公衆電話などではご利用になれません。
- ダイヤルイン（モデムダイヤルインを除く）、転送でんわ（ボイスワープ、ボイスワープセレクト、ボイスワープII、マジックボックスを除く）、ダイヤルQ²（IP側）、テレドーム（IP側）※、ノーリング通信サービス（センター回線）、オフトーク通信（センター回線）との重複契約はできません。
- 一部提供できない地域があります。
※NTTコミュニケーションズが提供するサービスです。

ナンバー・ディスプレイの対象となる着信

- 中継サービス電話会社を経由した着信も対象となります。
- INSネットからの着信も対象となります。
- デジタル方式の自動車・携帯電話、PHSおよび地域系電話会社（一部事業者を除く）からの着信も対象となります。
詳細については、ご利用の事業者へお問い合わせください。
- 国際電話（一部除く）など電話番号を通知できない着信については、対象となりません。

使用説明書



本サービスに関するお申し込み

局番なしの **116** へ 営業時間
午前9時～午後5時 土・日・祝も受付中
年末年始(12月29日～1月3日)は除く

携帯電話・PHSからは

通話料 **無料**  **0800-2000116**

※NTT西日本エリア以外からはご利用になれません。※かけ間違いにご注意ください。

目次

ナンバー・ディスプレイとは	2
通信機器の確認	2
通信機器の接続に関する注意点	2
通信機器の接続例	3
番号通知方法	4
他のネットワークサービスと併せて ご利用いただく場合の留意事項など (ナンバー・ディスプレイ)	4
ナンバー・リクエストとは	6
ナンバー・リクエストの操作手順	6
他のネットワークサービスと併せて ご利用いただく場合の留意事項など (ナンバー・リクエスト)	7
「発信者個人情報保護ガイドライン」 について	9
サービス利用マーク	10

ナンバー・ディスプレイとは

- 電話に出る前に、かけてきた相手の電話番号を電話機などのディスプレイに表示するサービスです。
- かけてきた相手が電話番号を通知するか否かによって次のような内容が表示されます。

電話番号通知状況（発信側）		通信機器への表示内容（着信側）
「通知」の場合	一般電話・INSネット発信	(例) 「0612345678」
	公衆電話発信	「公衆電話」、「コウシュウデンワ」または「C」
「非通知」の場合(一般・INSネット・公衆とも)		「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
国際電話などで番号を通知できない場合		「表示圏外」、「ヒョウジケンガイ」または「O」「S」

注：ご利用の通信機器によって表示内容が異なる場合があります。

通信機器の確認

- 本サービスのご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応の通信機器やアダプターの設置、およびその設定が必要となります。通信機器にディスプレイがあってもナンバー・ディスプレイに対応していないと電話番号は表示されません。

通信機器の接続に関する注意点

- 本サービスの工事日までに現在ご利用の電話機をナンバー・ディスプレイ対応の電話機などにお取り替えのうえナンバー・ディスプレイ機能を「ON」にしてください。
- 現在お使いの電話機のままご利用される場合は、ナンバー・ディスプレイ対応のアダプターを設置してください。

※本サービスを利用している電話回線に本サービス対応以外の電話機を接続した場合は電話が繋がらない場合があります。万一、本サービスに対応していない電話機を接続した場合、短い断続した呼び出し音の後、通常の呼び出し音が聞こえますので、通常の呼び出し音に変わってから電話に出るようにしてください。通常の呼び出し音に変わるまで5～6秒かかります。

※停電の時には、本サービス対応の電話機を接続している場合でも短い断続した呼び出し音の後、通常の呼び出し音が聞こえますので、通常の呼び出し音に変わってから電話に出るようにして下さい。

※本サービスを利用している電話回線に本サービス対応の電話機と本サービスに対応していない自動応答端末(留守番電話機やFAXなど)を同時に接続すると、接続方法によっては番号の表示ができなかったり、途中で通話が切断される場合があります。

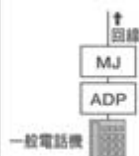
(通信機器の接続方法については、3ページの接続例をご覧ください)

※ボイスワープ、ボイスワープセレクト、ボイスワープⅡ、マジックボックスをご利用のお客さまは、4ページの留意事項もあわせてお読みください。

通信機器の接続例

次の例から、お客さまが現在お使いの形態にもっとも近いタイプを選んでご覧ください。なお、1回線に接続できるナンバー・ディスプレイ対応端末は、基本的に1台のみです。ご利用にあたっては、対応端末の設定が必要です。

例1：一般電話機とナンバー・ディスプレイ対応アダプターを接続する場合



アダプターに添付されているコードをアダプター背面の「電話回線コード差し込み口」に接続し、もう一方を電話用コンセント（モジュラージャック「MJ」）に接続します。一般電話機の電話機コードをアダプター背面の「電話機コード差し込み口」に接続します。

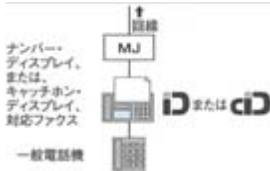
※ADP=アダプター

例2：ナンバー・ディスプレイ対応電話機を1台接続する場合



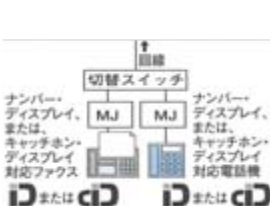
電話機用コンセント（モジュラージャック「MJ」）にナンバー・ディスプレイ対応電話機を接続します。電話機にコードレス子機がセットになっている場合は、親機を接続します。

例3：一般電話機とナンバー・ディスプレイ対応ファクスを接続する場合



電話用コンセント（モジュラージャック「MJ」）にナンバー・ディスプレイ対応ファクスの電話機コードを接続します。ファクスの外付電話機端子に一般電話機の電話機コードを接続します。

例4：ナンバー・ディスプレイ対応電話機（ファクス、留守番電話機など）を2台接続する場合



ナンバー・ディスプレイ対応端末を2台接続する場合、切替スイッチを設置することで対応できます。切替スイッチから出ているそれぞれの電話用コンセント（モジュラージャック「MJ」）にファクス・電話機などを接続します。※切替スイッチには、スイッチ部分と「MJ」が一体になっているものもあります。

番号通知方法(電話をかける時)

「通常通知」をお選びの方

今までどおりのかけ方で、電話番号を通知します。ただし、相手の電話番号の前に「184」をダイヤルすると、その発信に限り、電話番号は通知されません。

「通常非通知」をお選びの方

今までどおりのかけ方で、電話番号を通知しません。ただし、相手の電話番号の前に「186」をダイヤルすると、その発信に限り、電話番号を通知することができます。

※加入電話の場合、「184」「186」をダイヤルした後に受話器から聞こえる「プップッ」という音を確認後、相手の電話番号をダイヤルしてください。（INSネットを除く）

※お選びいただいている番号通知方法の変更は、弊社へお申し込みください。

他のネットワークサービスと併せてご利用いただく場合の留意事項など(ナンバー・ディスプレイ)

① キャッチホン、キャッチホンII

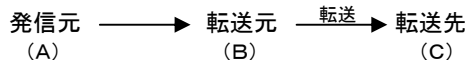
- ・キャッチホン等での割り込み着信の際には、「ナンバー・ディスプレイ」による電話番号の表示はできませんが、オプションである「キャッチホン・ディスプレイ」をお申し込みいただくことにより割り込み着信の電話番号も表示が可能になります。なお、電話番号を表示するためには、「キャッチホン・ディスプレイ」に対応した通信機器の設置・設定が必要です。
- ・キャッチホンIIセンターにメッセージが録音されている場合のセンターからの呼び出しについては、録音した人の電話番号もセンターの電話番号も表示されません。

※キャッチホンIIをご利用のお客さまで、通常非通知にされている場合は、キャッチホンIIセンターに録音されたメッセージを再生して聞く際、始めに「186」をダイヤルして電話番号を通知する必要があります。

② ボイスワープ、ボイスワープセレクト、ボイスワープII、マジックボックス

- ・ボイスワープ等による転送先への電話番号通知については、転送の設定状況により以下ようになります。また、転送の設定状況にかかわらず、発信者が「184」をダイヤルすると電話番号は通知されません
- ・転送でんわとナンバー・ディスプレイの重複契約はできません。

<Bがボイスワープを、Cがナンバー・ディスプレイを契約している場合>



- 無条件転送 : 発信元(A)の電話番号を通知
- 無応答時転送 : 発信元(A)の電話番号を通知
- 応答後転送 : 転送元(B)の電話番号を通知

※Bがナンバー・ディスプレイを契約し、「自動転送機能」の「無条件転送」を設定している場合、本サービス対応の電話機などをナンバー・ディスプレイの工事日前に設置し、番号表示機能を設定した場合には、工事が完了するまでの間、転送中である旨をお知らせする着信音が鳴らなくなります。なお、ボイスワープ等の自動転送は、正常に行われます。

※ボイスワープ等の転送サービスで携帯電話およびPHSに転送する場合、発信元(A)の電話番号が通知されます。(ただし、一部事業者を除く)

③でんわばん

・でんわばんを利用中(開始に設定した場合)に、メッセージで応答した通話は、電話番号などは表示されません。(着信しません)

④迷惑電話おことわりサービス

・迷惑電話おことわりサービス利用中に、登録されている電話番号からかかってきて、メッセージで応答した通話は、電話番号などは表示されません。(着信しません)

⑤二重番号サービス

・二重番号サービスを利用中(開始に設定した場合)は、主電話番号にかかってきた通話については、二重番号サービスのメッセージが流れます。また、この時メッセージで応答した通話は電話番号が表示されません。(着信しません)

・副電話番号にかかってきた着信および二重番号サービス停止時に主電話番号にかかってきた着信については、電話番号が表示されます。

⑥テレゴング*

・テレゴングを利用中は、カットスルーの着信のみ電話番号などが表示されます。

⑦代表機能

・着信する代表回線が本サービスを契約している場合、電話番号などが表示されます。

⑧なりわけサービス

・なりわけサービスの利用中に登録されている電話番号から着信した場合、電話番号などが表示された後、通常の呼び出し音とは異なる短い音で呼び出します。

⑨Fネット*

・Fネットの無鳴動着信の場合、電話番号などは表示されません。

⑩ナンバー・アナウンス

・ナンバー・ディスプレイとの重複契約が可能です。

※NTTコミュニケーションズが提供するサービスです。

ナンバー・リクエストとは

○電話番号を「通知しない」でかけてきた相手に、「こちらは〇〇〇△△□□□□です。おそれいますが、電話番号の前に186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知しておかけ直してください。」と音声メッセージで応答する機能です。この場合、着信音はなりません。(かけた方には通話料金がかかります。)

○ご利用いただくには、ナンバー・ディスプレイまたはナンバー・アナウンスのご契約が必要です。

ナンバー・リクエストの操作手順

◆ご契約時は停止状態です。ご利用いただくためには開始の設定が必要です。(ただし、着信用電話の場合は開始に設定されています)

- ① 受話器を上げて **148** をダイヤルして下さい。
- ② 「現在、このサービスは[停止/開始]しています。サービスの停止は数字の **0** サービスの開始は数字の **1** を押して下さい。」というガイダンスが流れます。

※ガイダンスが流れる前に、**0**、**1** をダイヤルすると正常に動作しない場合があります。

※ガイダンスの途中でも、ガイダンスを最後まで聞かずに **0**、**1** のダイヤル操作を行うことができます。(スキップ機能)

【開始するとき】	【停止するとき】
③ 数字の 1 をダイヤルして下さい。	③ 数字の 0 をダイヤルして下さい。
④ 「サービスを開始いたします。」というガイダンスが流れます。ここで電話を切して下さい。ナンバー・リクエストが開始されます。	④ 「サービスを停止いたしました。」というガイダンスが流れます。ここで電話を切して下さい。ナンバー・リクエストが停止されます。

※ナンバー・リクエストでメッセージ応答した場合は着信しません。

※ナンバー・リクエスト契約者がお話し中の場合も、ナンバー・リクエストは機能します。

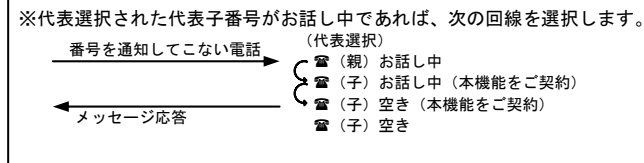
※ナンバー・リクエストの開始・停止の操作には通話料金がかかりません。

※自動車・携帯電話(一部事業者)、国際電話(一部除く)からなどの電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信についてはナンバー・リクエストは機能せず、そのまま着信します。

他のネットワークサービスと併せてご利用いただく場合の留意事項など (ナンバー・リクエスト)

①代表機能

- 代表親番号にご契約の場合
代表親番号に電話がかかってきた時には、お話し中であっても電話番号を通知しない着信に対して、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。
- 代表子番号のみにご契約の場合
代表選択された子番号が空いていれば、電話番号を通知しない着信に対して、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。



なお、全てお話し中の場合、電話はつながらず、かけた人には「ブーッ、ブーッ…」という音が聞こえます。

②キャッチホン、キャッチホンII、ボイスワープII、マジックボックス、話中時転送サービス

- お話し中にあとからかかってきた電話（割り込み電話）が電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、キャッチホン、キャッチホンII等は機能せず、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

③ボイスワープ、ボイスワープセレクト、ボイスワープII、マジックボックス

- ボイスワープ、ボイスワープセレクト等の転送機能を利用中に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、電話は転送されず、かけた人にはナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

④でんわばん

- でんわばんを利用中（開始に設定した場合）は、でんわばんのメッセージが流れます。でんわばんの停止中に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

⑤迷惑電話おことわりサービス

- 迷惑電話おことわりサービスの利用中に登録されている電話番号からかかってきた場合、迷惑電話おことわりサービスのメッセージで応答します。

⑥二重号サービス

- 二重号サービスの利用中開始に設定した場合）に主電話番号にかかってきた場合、二重番号サービスのメッセージで応答します。副電話番号に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合は、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。二重番号サービスの停止中に、主・副電話番号に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

⑦短縮ダイヤル

- 本機能の設定で使用する「148」を短縮ダイヤルへ登録することはできません。

⑧なりわけサービス

- なりわけサービス利用中に登録リストに登録されているなりわけ対象電話番号から、電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

⑨ナンバー・アナウンス、ナンバーお知らせ136

- ナンバー・リクエスト開始中に、電話番号を「通知しない」でかかってきた着信については、メッセージ応答するため、ナンバー・アナウンス、ナンバーお知らせ136は機能しません。

■「発信者個人情報保護ガイドライン」について

郵政省は、本サービスにより通知された電話番号が不当に利用されることを防止するため、平成8年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、本サービスの事業用利用者を対象とし、番号情報の適正利用を促しています。郵政省は同年11月に関連業界に対しガイドラインの周知を行いました。弊社では、発信電話番号情報を適正にご利用いただくよう、サービスをご利用いただくお客さまに対して、ガイドラインをご理解いただくよう努めるとともに、電話サービス契約約款などに盛り込みました。

「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービス（以下「発信者情報通知サービス」という。）の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報を保護することを目的とする。

2. 定義

- (1) 発信者個人情報
発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができることができ、それにより当該発信者を識別できるものを含む。）をいう。
- (2) 事業用サービス利用者
発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
- (3) 記録
コンピューター等による自動処理を行うかどうかにかかわらず、通知された発信者個人情報を後に取り出すことができる状態で保存することをいう。ただし、発信者に対して折り返し通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

3. 発信者個人情報の記録の制限等

- (1) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の記録を行う場合、情報主体に対し、発信者個人情報を記録すること及び記録目的を告げなければならない。ただし、情報主体が既にこれを知っている場合はこの限りではない。
- (3) 事業用サービス利用者は、コンピューター等による自動処理により発信者個人情報の記録を行う電話番号について、誰もが知り得る簡便でわかりやすい方法で周知しなければならない。

4. 発信者個人情報の利用の制限

事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない。

5. 発信者個人情報の提供の制限

事業用サービス利用者は、発信者個人情報を外部へ提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、記録目的にかかわらず、当該個人情報を外部へ提供することができる。

- (1) 発信者が外部への提供について同意した場合
- (2) 法令の規定により提供が求められた場合

6. 不当な差別的取扱いの制限

事業用サービス利用者は、発信者情報通知サービスの利用に際し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

7. 発信者個人情報の適正管理

- (1) 事業用サービス利用者は、記録目的に応じて発信者個人情報の正確性を保つよう努めなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報への不当なアクセス、その紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して適切な保護措置を講じなければならない。
- (3) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の処理を外部に委託する場合には、契約等の法律行為に基づき、当該発信者個人情報に関する秘密の保持等に関する事項を明確にし、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

8. 事業用サービス利用者の発信者個人情報の開示及び訂正・削除

- (1) 事業用サービス利用者は、情報主体から自己に関する発信者個人情報の開示の請求があった場合、本人であることを確認した上でこれに応じなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報に誤りがある場合、情報主体から訂正・削除を求められた場合、正当な理由なく、その請求を拒んではならない。
- (3) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の誤りを訂正・削除するまでは、その情報を利用してはならない。

■サービス利用マーク

「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」は、「発信者個人情報の記録を行う電話番号について、だれもが知り得るよう周知すること」と定めています。サービス利用者は注文受付などにサービスを利用していることを一般のお客さまにお知らせする際に「サービス利用マーク」をご利用下さい。

